

総合支所・支所 マークのあるものは、東郷総合支所、各支所でも受付しています。

# 転居

に関連するおもな手続

	下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続をご自身で確認してください	手続	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
住所 戸籍	マイナンバーカードをお持ちの方	カードの住所変更	・マイナンバーカード ※暗証番号が必要となります			
	前住所で申請したマイナンバーカードを受け取っていない方	受取予約が必要ですので、前住所に届いている交付通知をご確認ください。 まだ通知が届いていない方はカードが出来上がりましたら、新住所あてにお知らせします。 ※新住所を追記します。 新住所のみ記載したカードをご希望の場合は再申請が必要です。	※再申請を希望する場合は受付窓口でご相談ください		住民異動 マイナンバーカード 1階7・8番窓口 (市民課)	
	印鑑登録をしている方	住所は自動的に変更になります			証明書申請 印鑑登録 1階6番窓口 (市民課)	
保険	国民健康保険に加入している方	新住所の国民健康保険資格確認書 または資格情報のお知らせの交付 【新たに世帯主となり口座振替を希望する場合のみ】 口座振替の申請	旧住所の国民健康保険資格確認書 【口座振替を希望する場合】 ・口座がわかるもの ・通帳の届出印			
	→各種認定証をお持ちの方	新住所の認定証の交付	・旧住所の限度額適用認定証 ・旧住所の限度額適用標準負担額減額認定証 ・旧住所の特定疾病療養受療証		国民健康保険 後期高齢者医療 国民年金 のこと 1階2番窓口 (国保年金課)	
	75歳以上の方または 65歳以上で 後期高齢者医療制度に加入している方	新住所の後期高齢者医療資格確認書の交付(後日郵送)	・旧住所の後期高齢者医療資格確認書			
	→各種限度額区分の記載を希望する方、 特定疾病療養受療証をお持ちの方	限度額区分の併記申請 新住所の特定疾病療養受療証の交付(後日郵送)	・旧住所の特定疾病療養受療証			
高齢	65歳以上で要介護認定を受けていない方	介護保険証の住所変更	介護保険証		住民異動 マイナンバーカード 1階7・8番窓口 (市民課)	
	40歳以上で要介護認定を受けている方	介護保険負担割合証の住所変更	介護保険負担割合証		介護保険のこと 1階12番窓口 (高齢者あんしん課)	
障がい	障がいの手帳をお持ちの方	各種手帳の住所変更	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・印鑑(認印可)			
	重度心身障がい者の医療費受給資格をお持ちの方	重度心身障害者医療費受給者証の住所変更 ※変更届の提出が必要	重度心身障害者医療費受給者証(交付されている方) ※同意書や認印が必要な場合があります		障がい福祉のこと 1階15番窓口 (福祉課)	
	障がい福祉サービスをご利用の方	障がい福祉サービス受給者証の住所変更	障がい福祉サービス受給者証			
	特別児童扶養手当を受給している方	特別児童扶養手当の住所変更	※受付窓口でご相談ください			
子ども	小学生・中学生のお子さんがいて、 通学区域が変わる方	転学手続 ※在学証明書と教科用図書給与証明書を転出する学校でお受け取りください。	転学通知書		転出する学校	
		転入手続	・転入学通知書 ・在学証明書 ・教科用図書給与証明書		転入する学校	
	小学生・中学生のお子さんがいて、 通学指定校以外の学校へ通学を希望される方	校区外通学許可申請	・転学通知書 ・転入学通知書 ※校区外通学には条件があります。 詳しくは受付窓口でご相談ください。		学校教育課 4階2番窓口	
	児童手当を受給している方 (0才~高校生年代)	※手続の必要はありません	※公務員世帯の方は、勤務先へ申請してください			
	児童手当を受給していて、児童と異なる 住所に住む方	別居監護の申立て ※同月中に同居になる場合は不要				
	子ども医療受給者証をお持ちの方 (0才~中学生年代)	住所変更				
	ひとり親家庭等に該当している方 ※世帯構成に変更がある方は、 別に手続が必要になる場合があります	児童扶養手当の住所変更 ひとり親家庭等医療費受給者証の住所変更 ※変更届の提出が必要	※受付窓口でご相談ください ひとり親家庭等医療費受給者証 ※同意書や認印が必要な場合があります		子育てのこと 1階14番窓口 (こども課)	
	保育園等に入園しているお子さんがいる方	住所変更				

料金	上下水道を使用する方または使用をやめる方	使用開始申込みまたは中止手続	・上下水道使用開始届 ※同封の返信用封筒で郵送可です ※中止はお電話で手続できます	上下水道料金センター 健康管理センター1階 0982-52-5228
	その他 市営住宅を退去する方 または市営住宅に同居する方	市営住宅の退去手続	※受付窓口でご相談ください	県北住宅管理センター (日向営業所) 原町4丁目120番地6 0982-57-3151
		市営住宅の同居手続		
	ごみの出し方のご案内	(資源物・ごみカレンダー) ※日向市公式アプリ、LINEからもご確認いただけます。 ※出す場所がわからない方は、環境政策課へご連絡ください。		環境政策課 大字富高2203番地1 0982-53-2256
引越しの片付けで多量のごみを処分する方	・ご自身で施設に持ち込む(無料) ・運搬の依頼をする(有料)		※運搬の依頼をする場合は、 右記の、家庭系一般廃棄物の 収集運搬の許可を持つ業者にご 相談ください。	【許可業者】 (有)クリーン日向 0982-53-3109 (株)黒田工業 0982-55-0055 (株)日向衛生公社 0982-54-5111

市代表電話番号

0982-52-2111

開庁時間 朝8時45分～夕方4時30分 (土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)



**日向市役所**  
〒883-8555  
日向市本町10番5号

《東郷総合支所》  
日向市東郷町山陰辛273番地1  
0982-69-2111

《細島支所》  
日向市大字日知屋古田町61番地1  
0982-52-2601

《岩脇支所》  
日向市大字平岩737番地2  
0982-57-1001

《美々津支所》  
日向市美々津町3432番地1  
0982-58-1101

なお、総合支所・支所では受付していないものがあります。内側の表でご確認ください。

日向市ホームページ <https://www.hyugacity.jp/>



転居手続ガイド

質問に答えることで、該当する  
手続を確認することができます。



手続チェックシート

転居

日向市内で引越しされた方へ

転居届

住み始めた日から14日以内に届出してください

《届出に必要な物》

- ・お持ちの方は「マイナンバーカード」
- ・外国人の方は「在留カード」または「特別永住者証明書」



関連する手続は内側にあります

必要な書類がそろわない手続は、  
後日あらためてご来庁いただく場合があります。

忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所で手続の際は本人確認をします  
本人確認書類の提示をお願いいたします

1点で  
本人確認  
できるもの

《官公署が発行した、顔写真付きで身分を証明できるもの》



運転免許証



マイナンバーカード

そのほか

- ・パスポート ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

2点で  
本人確認  
できるもの

- ・年金手帳※ ・介護保険証 ・健康保険資格確認書
- ・顔写真付きの社員証、学生証など

※年金手帳は令和4年4月1日に廃止されましたが、引き続き本人確認書類としてご利用いただけます。

代理人の方が手続をするときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続ができるかどうか、手続の対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
3. 番号制度の対象手続の場合は、手続の対象となる方のマイナンバー(個人番号)をご提示いただきます。